

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 **末松 則子**

鈴鹿市条例第 1 4 号

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正
する条例

鈴鹿市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（令和 3 年鈴鹿市
条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和43年 法律第100号。以下「法」という。）<u>第33 条第 3 項及び第34条第12号並びに都市計画 法施行令（昭和44年政令第158号。以下「 令」という。）第36条第 1 項第 3 号ハの規 定に基づき、開発行為及び建築物の新築等 の許可の基準に関し必要な事項を定めるも のとする。</u> 第 2 条 略 <u>（法第33条第 3 項の規定により条例で定め る技術的細目の制限の強化又は緩和）</u> 第 3 条 <u>法第33条第 3 項の規定により条例で 定める技術的細目に定められた制限の強化 又は緩和は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 令第29条の 2 第 1 項第 5 号イの規定 による主として住宅（長屋又は共同住宅</u>	（趣旨） 第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和43年 法律第100号。以下「法」という。）第34 条第12号<u>及び都市計画法施行令（昭和44年 政令第158号。以下「令」という。）第36 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、市街化 調整区域における</u>開発行為及び建築物の新 築等の許可の基準に関し必要な事項を定め るものとする。 第 2 条 略

<u>を除く。)の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類の、公園に限定すること。ただし、開発区域の周辺の状況並びに開発区域の土地の形状及び利用の態様を勘案して市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。</u> <u>(2) 令第29条の2第1項第5号ロの規定による設置すべき公園の1箇所当たりの面積の最低限度は、300平方メートルとすること。</u> <u>(3) 令第29条の2第2項第3号イの規定による開発区域の面積の最低限度は、第1号本文に規定する開発行為に限り、1ヘクタールとすること。</u> 第4条・第5条 略	第3条・第4条 略
--	------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第35条の2の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。